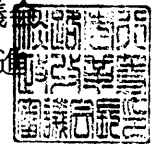


平成19年3月2日

淡路市長 門 康 彦 様

淡路市行政改革等審議
会長 来 田



淡路市の行財政改革について（提言）

平成18年度の淡路市行財政改革の推進状況について、行政改革推進本部から状況報告を求め内容をまとめたので、淡路市行政改革等審議会条例第2条第3号に基づき、下記のとおり提言する。

記

I. 淡路市集中改革プランの推進について

淡路市集中改革プランは、総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえ、本会の答申を受け平成18年5月に策定されたものである。

同プランは、事務事業の再編・整理、廃止・統合などの具体的な取り組み70項目を掲げているところであるが、「職員数を5ヵ年で現行の職員数より8.9%、63人を削減する」という目標値以外は、明確な目標数値が示されていないこともあって分かりづらいものであった。

平成17・18年度の取り組みを検証するに当たって、各項目に目標とする数値(効果額)と進捗率を掲げたことは、「市民と情報を共有し、市民に分かりやすい」という観点から評価できるものである。

1) 主な取り組み結果での観点

- ① 市税・国保税の収納率の向上は、2ヵ年で4億6千8百万円の滞納整理効果があったとしているが、実際の個別徴収では、滞納分を先に収納し現年度分が残るといった結果になっている。滞納の総計は減少に至らず、累計で増えている状況にある。「収納率の向上」は滞納分と現年度分と相まったものでなければならない。
- ② 未納災害援護資金貸付収納対策の徹底は、2ヵ年で7千5百万円の未償還整理効果があったとしている。しかし、未償還総額は4億1千7百万円あり、財政状況を悪化させる要因でもあるので毅然と償還させるべきである。



- ③ 他市においては滞納税等の徴収事務の一部を民間に委ねるなどの取り組みが始まっている。職員の積極的な取り組みはうかがえるが、本市においても調査・研究し、市税のみならず水道料金、住宅使用料、介護保険料、保育料などの公共料金の「滞納整理の徹底」を、財政の状況が厳しいからという理由だけでなく、負担の公平性の面からも滞納を放置することなく、徴収姿勢を更に強化すべきである。
- ④ 指定管理者制度の実施は、対象施設 223 施設の内、平成 18 年度に 49 施設を指定管理している。しかし、岩屋ポートビルの指定管理のように公共交通機関の航路維持のためやむを得ない事例も含むが、指定管理効果としては 9 百万円のマイナス効果となっている。

個々の施設では、部分指定管理であったり、以前より経費増であったり、民間の能力が反映されていないなど、指定管理者制度の目的である「多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減等を図ること。」を満たしていない面が見受けられるので早急に手当をされたい。

未だ、直接、管理及び運営している公の施設並びに今後、新設される公の施設は、直営が望ましいのか、また指定管理が望ましいのか、早急に判断を下し、制度の趣旨に沿って、積極的に指定管理を推進されたい。

2) 集中改革プランの改定について

- ① 集中改革プランの取り組み項目で、「55歳昇給抑制」、「退職時の特別昇給の廃止」は、実績が無いままに制度を廃止したことから、本プランから除外すること。
- ② 「退職勧奨制度の活用」は、平成 18 年度を最終としていたが、引き続き人事の刷新及び人件費抑制に効果があることから継続することに同意する。
- ③ 「公共施設」、「公共料金の見直し」を新たに項目として加えることが望ましい。
- ④ 平成 19 年度において改定すること。

II. 事務事業の見直しについて

合併に伴う旧 5 町の事務事業は、合併協議会においてほぼ調整されたと承知しているが、急激な環境変化を緩和する必要性から、未調整や先送りされた事務事業も少なくないと推測する。

合併後、2 年が経過しようとする中で、財政に対する合併効果は十分に反映されていないように見受けられる。合併効果を最大限に活かすには、市民の多様な行政需要や新たな行政課題を的確に把握し、地方自治体として実施すべき施策の選択と重点化を見極め、既存施設や既に計画ないし着手した事業などであっても必要性、効果などを十分に勘案し、慣習や前例にとらわれることなく事務事業の再編・整理、廃止・統合を強力に推進することが肝要で、積極的な取り組みが望

まれる。

職員から提案のあった事務事業の見直し233件は、旧5町からの引き継ぎや合併により新たに生じた事務事業を、職員が自ら非合理的な面や無駄がないかを検証し、あれば見直しを提案したもので詳細にまとめている。また、見直し提案は、職員が「自ら検証し、自ら取り組む」とした事項であることから、職員の行財政改革に対する意識改革や意識の向上が高まり、成果があったと推測される。

平成22年までの5年間で、8億7千万円の歳入確保と11億1千9百万円の歳出抑制を目標としており、これらの取り組みには職員の力を最大限に発揮し、最大の効果を得るよう切望するものである。

Ⅲ. 公共施設の見直しについて

淡路市の公共施設は、合併で旧5町から引き継いだものが大半で、数としては408施設に及ぶ。自治体には1施設は必要とされたものでも、淡路市には合併により5施設あるというように、多くの類似施設を維持管理している実態がある。

既存する施設を閉鎖、廃止するのは、市民感情もあり大変難しいものと考えられるが、淡路市の厳しい財政状況下においては、目的別に持続可能な施設数へと再構築が必要であることはうかがえる。

この度、提示された「淡路市公共施設の見直し方針」はやむを得ない方向付けではあるが、公共施設に対する市民ニーズや淡路市の地形と相まった集落構成、利用者の利便性などにも最大限の配慮をしつつ、「官」と「民」の役割や責任を分担し、市民との協働での公共施設の聖域なき見直しを図られたい。

1) 公共施設の見直し方針での観点

- ① 施設の統廃合で空いた用地は、市職員が頭を切り替えて、企業の進出や新たな起業家がビジネスチャンスを生むなど、民活での思い切った土地利用ができるよう考案されたい。
- ② 更地や未利用の市有地は、宝の持ち腐れにならぬよう売却を推進し、また、施設の取り壊し費用を勘案して、雇用等の好条件があるのであれば民間に土地付の建物を無償で譲渡することも考慮されたい。
- ③ 1町内会が使用する集会施設は、無償譲渡を検討されたい。

Ⅳ. 合併後の行財政改革の効果について

県内の類似団体と淡路市の財政環境を比較すると市債残高が平均の321億円に対し約2倍の627億円、市税は平均54億円に対して47億円と大差がないのに当初予算額においては平均200億円に対して306億円と1.5倍の規模である。基金も枯渇状態であることから淡路市の財政環境は、いつ「破綻」してもおかしくない状況下であり、想いよりも悪い説明に大変驚いたところである。

数年で財政環境が好転することは考えにくく、淡路市の財政状況は、更に厳しさが増すことは容易に想定できる。引き続き財政の健全化に向け、最小の経費で最大の効果を挙げられるように、市民の理解と協力を得ながら、旧町の体質や形態から脱却し、全職員が危機意識と改革意欲を持って、全力で行財政の健全化に取り組まれるよう切望する。

1) 合併による効果からの観点

合併による行財政の10ヵ年効果として、人件費で29億7千6百万円、補助金等の見直しで3千6百万円の効果があるとしているが、一方、本庁舎の建設や電算機器の整備などに10ヵ年で15億6百万円を要するとし、差引15億7百万円の合併効果としている。

これは、人件費については合併の効果が十分に得られているものの、反面、淡路市特有の地形から、市民に不便さを感じさせないように、旧町役場を現地解決型の総合事務所として配置し、新たに本庁舎を建設したこと。本庁と総合事務所を結ぶ電算機器などに要した合併経費も多々であったことがうかがえる。

2) 行財政改革による効果からの観点

平成18年5月には淡路市の行財政改革推進のため「淡路市行政改革大綱」と「淡路市集中改革プラン」を策定し、現行の「行政サービス」や「資産の見直しと再整備」を緊急課題として、全職員が徹底した行財政改革に取り組み、一定の効果を生み出しているが、厳しい財政状況を踏まえ、事務事業の取捨選択をこれまで以上に徹底して、歳出全般について聖域なき見直しを行い、財政再建団体への転落を避け、長期的な財政の健全化を図る必要がある。

淡路市集中改革プランに掲げる取り組みでは、計画期間の平成17年度から5ヵ年で54億9千7百万円の行財政効果を目指している。更に、同プラン外で市長車やマイクロバスの売却、公用車の一括管理での削減、事務経費の削減、委託料・補助金の見直し、人件費の抑制などでは、今後10ヵ年で11億5千9百万円の行財政効果を見込むとしている。

このような行財政改革の取り組みで、市民には「金がない。」、「補助金をカットする。」と言うようなことは、よく伝わっているようだが、人件費の抑制など職員が身を切ったような事柄は、市民へ詳細に伝わっていないようだ。まず「職員の賃金をカットせよ。」の声が未だ大きい。また、広報で財政状況を取り上げた経緯もあるが、理解した市民は少ないと感じられる。もう少し市民に理解されるようマンガやイラストを取り入れ、数値の表現等にも工夫を凝らして分かりやすくし、厳しい財政状況を市民にPRすべきである。

V. 補助金交付基準の制定について

単に補助金を縮減、廃止ということだけでなく、市民や市民団体などの多様な主体と行政の「協働」を前提に置き、公平性、透明性及び公益性が確保され、市民の利益に資するような活動を支援する補助金制度を構築されたい。

VI. 市議会議員定数・報酬について

淡路市特別職報酬等審議会で、常勤の特別職の給料を月額10%引き下げる答申が出された。本市の聖域なき行財政改革の観点から、厳しい財政状況を踏まえ、市議会議員定数の審議と相まって議員報酬の検証についてもあわせて提言するものである。

◆淡路市行政改革等審議会 記録

○審議会設立並びに第1回審議会開催

平成18年4月26日(水) 場所 市役所2F大会議室1・2

○淡路市行政改革大綱等の制定に係る方策について(市長より諮問)

平成18年4月26日(水) 場所 市役所2F大会議室1・2

○第2回審議会開催

平成18年5月25日(木) 場所 市役所3F第1・2委員会室

○淡路市行政改革大綱等の制定に係る方策について(市長へ答申)

平成18年5月25日(木) 場所 市役所3F第1・2委員会室

○第3回審議会開催

平成18年8月4日(金) 場所 市役所2F大会議室1・2

○第4回審議会開催

平成19年2月8日(木) 場所 市役所3F第1・2委員会室

○第5回審議会開催

平成19年3月2日(金) 場所 市役所3F第1・2委員会室

○淡路市行政改革の推進状況について(市長へ提言)

平成19年3月2日(金) 場所 市役所3F第1・2委員会室

淡路市行政改革等審議会委員名簿

会 長	来 田	進	東 浦
副会長	三 原	芳 明	津 名
委 員	森 岡	明 弘	津 名
委 員	平 松	勤 志	岩 屋
委 員	畑	美代子	岩 屋
委 員	溝 上	孝 夫	北 淡
委 員	倉 本	光 夫	北 淡
委 員	奥 井	尚 征	一 宮
委 員	荒 木	伸 一	一 宮
委 員	平 岡	博	東 浦